

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム 金融思想との整合性をめぐって

水 島 多喜男

(徳島大学総合科学部)

目次

1. はじめに
2. 工業化以降の市場取引における「投機」と「賭事（ギャンブル）」
 - 2-1 学術上の定義
 - 2-2 取引当事者による定義
 - 2-3 賭博に対する日本の法的定義
3. イスラーム法における禁止行為（ムハッラム）
 - 3-1 クルアーンで禁止される「賭博（ギャンブル）」
 - 3-2 法の運用
4. 株式市場におけるギャンブル性について
5. 結論と展望

参考文献

Abstract

The recent financial development in the Middle East is remarkable, and Islamic financial system which includes stock market is pursued passionately. In the stock exchange, the first action of buying (or selling) is clearly according to the Shari'a standard, but the transactions of issued stocks seems to contain a gambling or a speculation. It is very difficult work to classify each transaction into investment, speculation, and gambling clearly from the academic or practical person's viewpoint.

This paper, concentrating on stock market, made a study on this problem and its more fundamental causes, and the following points are pointed out.

First, Islamic world tends to recognize this world to be funded by the inevitability of cause and effect, though non-Islamic world accepts a probabilistic understanding of the world widely.

Secondly, in the result, Islamic world tends to think the decreasing of uncertainty in transaction will be attained by the increase of knowledge.

Thirdly, Islamic world has settled the problems by the changing operational limits of Shari'a gradually till now.

Finally, from these points, the problem of relatively low economic efficiency of Islamic economy comparing with conventional economic system and the problem of cumbersome responses to non-Islamic world seem to remain in the future, too.

1. はじめに

人が生きてゆく上で、より多くの満足度、あるいは金額で表現された価値以上の利益を得ようとして行う様々な行為を、我々は「贈与」「交換」¹「貯蓄」「投資」²「投機」「賭博（ギャンブル）」と呼んでいる。そして今までもなく、これらの行為はありふれた行為でもある³。

ところが、これらの中で「投資」「投機」「賭博（ギャンブル）」の概念上の境界は曖昧である。たとえば、A企業から新規発行された株式を購入することと、B企業から新規発行された株式を購入することとは、ともに資本金の増額として企業の財務体質を強化し、その結果その企業の将来の発展をもたらし、将来における新たな配当など、より多くの利得をもたらすことを購入者に予想させるため、「投資」であると見なされる。しかし、投資（株式購入）後、株式の購入時点では予測不可能であった事態が生じ、相対的に経営体力の弱いB企業が倒産し、相対的に経営体力の強いA企業が倒産しなかった場合、事後的な評価においては、このB企業への「投資」は「賭博（ギ

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって
ヤンブル)」であった、と見なされることになる。

現在、利息 (ribā)⁴の禁止、宗教的に禁止された商品と生産への投資の禁止、不確実性 (gharar) を伴う取引、「賭事 (ギャンブル)」となる取引を禁止するイスラーム金融の発展が、中東、東南アジアにおいて特に顕著に見られ、イスラーム銀行業、株式市場、そしてイスラーム証券 (sukuk) 市場の発展は、現在、規模は相対的に小さいものの一つの大きな流れとなっている。ところがすでに述べた例からも明らかなように、ある取引が不確実性を伴う取引、「賭事 (ギャンブル)」となる取引かどうかは、事後的にしか確定できない場合がある。事後的にしか評価を確定できない経済行為を事前に評価しようとすれば、経済行為は甚だしく制約され、経済活動は停滞しかねない。逆に、経済活動を優先しようとすれば、イスラーム金融の存在根拠である倫理性が失われかねない。このため、不確実性の管理はイスラーム金融の発展にとって要 (あるいは棘) である、といつても過言ではない。

そこで本稿では、とりわけ不確実性に関わるこれら「投資」、「投機」、「賭博 (ギャンブル)」をとりあげ、それらの区別についての基礎的な整理を行ない、その上で、これらがイスラーム金融の体系とどのような関係にあるのか、についても基礎的な整理を行なおうとするものである。

2 工業化以降の市場取引における「投機」と「賭事(ギャンブル)」

まず「投機」 (speculation) は、社会が工業化される以前から存在したが、資本の流動性を高める機能を持ち、工業化された社会における市場取引においても必然的に発生する取引様式であり、倫理的な理由のみで人々の経済生活から完全に排除できるものではない⁵。このことを踏まえた上で、「投資」と「投機」と「賭事 (ギャンブル)」の違いが、この工業化以降の社会においてどのように認識されているのかを確認しておこう。

2-1 学術上の定義

津村は、「一般的見解によると、投資 (investment) とは利子、配当といっ

た果実 (income gain) の取得を目的として資本を投下する (資ヲ投ズ) 行為をいう。これは次項に述べる投機が元本価格の変動を利用して、その差額を利得すること (capital gain) を目的として売買取引に従事する (機ニ投ズ) ことであるとの対比して理解される。この区別は、もともと不動産など元本 (地価) と果実 (地代) の区別が明瞭であるようなものについて適用されたものであろう。そのかぎりでは問題はなかったのであろうが、証券については… [引用者略] 十分な基準とはいがたい。… [引用者略] 主としてインカムの取得を目的とするが副次的にキャピタル・ゲインをも考慮に入れるという動機も投資であり、主としてキャピタル・ゲインを目的とするが、副次的にインカムも考慮に入れるという動機も投機である、… (という) [引用者略・補足] 定義は… [引用者略] 『主として』とか『副次的に』とかいうのは相対的な概念であり、定義としては若干明瞭性を欠くように思われる。」⁶ としたうえで、「投資と投機の区別に関しては、①信用との関係を重視する説、②採算 (計画) 期間の長短による説、③基礎的要因に対する考慮の程度を重視する説、④危険負担との関係を重視する説、などがある。①は、自己資金による証券購入は投資、他人から借り入れた資金によるそれは投機であるとするものであり、②は、短期間における売買で利益を収めようとするのが投機であり、長期間資金を拘束することによって大きな報酬を得ることを期待するのが投資である、とする。③の説によれば、証券の発行主体の営業状態や財務体質、企業業績など証券の投資価値 (investment value) に影響を及ぼすと思われる要因に関する予測や評価にもとづいて証券を購入するのが投資であり、もっぱら市場状況の判断にもとづいて売買を行うのが投機である、という。④は、投資収益率の見込みが比較的確実な場合が投資、大きな不確実性にさらされている場合が投機である、とする説である。以上に述べた各種の基準は、いずれも部分的にわれわれの実感とよく適合するものであるが、同時にそれと矛盾する場合を考えることも可能であって、単独で投資と投機の区別の根拠とすることはできない。またこれらの諸規準は相互に独立なわけではなく、かなりの範囲で重なり合っている。」⁷ とし、以下の新たな規準を提案する。即ち、「(a)インカム・ゲインのみを考慮して採算計算

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐってを行い、それにもとづいて行動する場合…〔引用者略〕、(b)他人の行動について(a)のみを想定した上で自己の採算計算を行い、それにもとづいて行動する場合…〔引用者略〕、(c)他人の行動について(a)と(b)を想定した上で自己の採算計算を行い、それにもとづいて行動する場合」を考え、「(a)は伝統的見解による投資」、「(b)は自分がインカムを取得しようと思っているのであるから、伝統的見解によれば投機であるが、投資価値そのもの以外に価格についての予想根拠を持たないという意味では価格を投資価値に一致させようとする…〔引用者略〕機能〔投資価値均衡化機能：引用者補足〕を果たすと思われるので、投資の範疇に入れてよいであろう。それに対して(c)以下は、価格予想の根拠が投資価値そのものではなく、それに対する他人の予想値であるから投資価値均衡化を期待することは困難であり、むしろ乖離を生み、それがまた別の市場価格変動を招く可能性を含んでいるという意味で投機と考えるべきであろう。」⁸という規準である。

また「投機」に関するも、津村は「投機（speculation）とは、上記の通り他人の行動について種々の先見的取引動機にもとづくものの存在を想定して取引に従事しようとする態度である。このような投機の果たす機能としては市場維持機能と価格均衡化機能の二つがある。」⁹とする。

ここでいう「市場維持機能」とは、利子・配当のみを目的とする本来の「投資家」のみで市場が構成された場合、価格は成立するが取引は極めて少なく、かつ断続的なものになり、「価格の連続性は保たれず、極端な市場性低下がもたらされる。」¹⁰が、投機家の市場への参加によって、「ある価格の範囲内で常にかなりの量の売り注文と買い注文が出され、その結果市場性は大いに回復する」¹¹ことを意味している。また、「価格均衡化機能」とは、「投機家は証券の市場価格が、その投資価値から上または下に乖離したとき、早晚それが投資価値水準に復帰するものと予想して売り、または買うので、その結果証券の市場価格は投資価値の近傍に安定することになる」¹²ことを意味している。なお、津村は「投機」に経済的な意義を認めるが、同時に、価格動向の不確実性が高いにも拘らずその不確実性に対処するための情報の分布あるいは情報処理能力の分布が不均一であるため、人々が対象の投資価値を他の

人々の判断に従って判断しようとした、かえって証券価格が著しく変動的になり、上記の「価格均衡化機能」が必ずしも現実には働かないことも認めてい
る¹³。

北島においても、「投機」は「過当投機になると多くの弊害をもたらすが、適正な投機の市場への導入は、需給の増大をもたらし、公正な価格形成を推進し、価格変動を小幅に押さえ、価格変動に起因する損失の補填を可能にするなど、多くの経済的効果を期待することが出来る。」¹⁴、としてその経済的役割が評価されている¹⁵。

2－2 取引当事者による定義

これに対し、現実に何らかの形で株式、債券、FX〔外国為替証拠金〕の取引に携わる機関トレーダー、デイ・トレーダーなどの人々の「投資」「投機」「賭博(ギャンブル)」に対する理解ははるかに多様である。これらの人々が、自らの経験からこれらの区別をどのように行っているのかを知るために、インターネットを利用した。まず「ギャンブルと投機」を検索語とし、「ウェブ全体から検索」でGoogleの検索をかけ、ヒットした上位10ページに示された個別ホームページとそれにリンクされたページの中から主なもの99件を取り上げ、そこに示された見解をまとめたのが表1である。

表1では、述べられていた様々な意見を、意見ごとに1つの欄にまとめ、さらに関連のあるものを出来るだけまとめて配置してあるので、同表からは、どのような意見が全体として存在するのかを鳥瞰図的に知ることができる。なお、各意見の出現頻度は本稿の目的にとって無関係であり、集計していない。

ここから伺えるのは、「投資」「投機」「賭博(ギャンブル)」の差違に関して、大きく分けて3つの異なる見解が存在することである。

第一の見解は、行為の意図やそのための事前の準備の内容により区分する立場からのものである。

この見解からは、同じように利益を生み出した資金の運用であっても、データの収集や分析という意図的な準備過程を伴い、利益の獲得という成果の背

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

表1 WEB上で見られる、投資・投機・賭博(ギャンブル)の違いについての諸見解

| | 投 資 | 投 機 | 賭 事 (ギャンブル) |
|---------------------------------|-----------------------------|--|--|
| 目 的 | 総資産を確実に増やすことを意識する投下資本の安全と収益 | 価格を基準にした運用 | 総資産を確実に増やすことを意識しない |
| | 価値を基準にした運用 | | 価格を基準にした運用 |
| | 必然の利益を目的とする | | 偶然の利益を目的とする |
| | 配当を期待する | | キャピタルゲインを期待する |
| | 利益を得る目的で事業に資金を投じること | 機会を捉えて利益を得る | |
| | 相手が得をして、その結果自分も利益を得る。 | 自分がだけ利益を取れれば良い | |
| 対 象 | 企業価値や配当の増大 | 将来の価格変動による売買差益の獲得 | |
| | 経済活動の結果として自然発生する不確実性を対象とする | | 自発的に作り出した不確実性を対象とする |
| | 株式、不動産 | 外国為替証拠金取引、債権 | 株式のデイ・トレーディングは投資の機能を厳密には担うが、現実には投資の機能はほとんどなく、ギャンブルに最も近い投資。 |
| | 長期分散投資、インデックス投資 | デイ・トレード | |
| | 自分の資産を投じる対象は企業の資産価値、事業の価値 | 自分の資産を投じる対象は機会 | |
| | 長期視点から見て有望な企業(1) | | |
| 対 象 と な る 期 間 | | 競馬、競艇等 | |
| | | デイ・トレード、スイング・トレード等 | |
| | | 社会の必需品となるいる財、社会に存在意義のある財 | 賭けマージャン、ポーカー、外国為替取引、商品先物取引、パチンコ、パチスロ、トランプ、花札等のカードゲームによる賭け、賭け将棋、賭け囲碁、ルーレット、スポーツ試合への賭け(サッカー賭博<toto calcio>、野球賭博)、仕手株、公営競技(競馬、競輪、競艇、オート・レース)、サイコロ賭博、富くじ、バカラ、賭けマージャン、賭けゴルフ、等 |
| | | 商取引可能な全てのもの(代表例:株式、商品、不動産、通貨、債券等現物の商品、サービス、売買予約権等派生商品) | |
| 対 象 と な る 期 間 | 期間に関して投資・投機・賭博の絶対的な違いは無い(2) | | |
| | 中長期 | 投資の場合より短期 | 極めて短期 |
| | 現実の株式取引には投資の要素も投機の要素もある | | |
| | 投資のうち、仕手株や短期売買は投機に近い。 | 将来に関わる情報が一般化するまでの短期間 | |
| | 事前の予測があり、それが高い確率で実現するもの。 | トレーディングには、客観的、永続的予測手段は存在せず、ゲームや試合と言った駆け引きで成り立つ世界。 | |
| | 元本の安全性や収益に関する詳細な分析に基づく決定 | 左欄のような詳細な分析に基づかないものは全て投機 | なし(運に勝敗を委ねる) |

| | | | |
|--|--|---|---------------------|
| 事前 の 準 備 の 有 無 | 調査・分析に十分な時間をかけ慎重に投資先を決定する | 駆け引きで成り立つ世界 | |
| | 投資対象の価値が事前に分かっている | 幸運あるいは有効な情報を得て、将来に対するより優れた見通しを持ったものが投機の利益を得る。 | |
| | 金融工学を用いたポートフォリオによりリスクを極限まで低下させる | 成功のためには情報収集力と高度な分析能力が必要 | |
| | ファンダメンタル分析の対象、PER や ROE、産業動向 | テクニカル分析の対象 | |
| | 得するか損するか分からない事業に対して企業家と運命を共にし、リスクを分け合う。 | | |
| | 過去の経験を学ぶことで勝率を高められる | 偶然性に左右され、事前の学習・研究は無意味。 | |
| | | 論理的な根拠のない資金運用 | |
| 取引 の 内 容 | 自分のお金が減少するリスクを背負いながら、確率の高いポイントに相場を張り、含み益・利食いを狙うもの。 | | |
| | 運用技術の技量により常に利益を得ることも可能 | | |
| | リターンの期待値が1以上の運用行為 | | |
| | 期待平均利益が+のものへの運用(3) | | |
| | 将来の利益を求め、将来の不確実性を引き受けれる。 | 余っている時に買い、足りなくなった時に売る。足りない時に商品を借り高く売り、余ってきたら安く買って借りていた商品を返す。その際の差額が儲けになる。 | |
| | 取引の頻度が低い | 取引の頻度が高い | |
| | 企業動向・産業動向等に応じた銘柄の入れ替えが重要 | 企業の実態とは関係ないところで株価が形成されるため、需給情報（手口や裏情報など）が重要。売りが非常に重要。 | |
| | リスクを分散させて運用 | リスクを分散させずに運用 | |
| | 土台は会社収益 | 土台は株価流動性 | |
| | 実物資本の増加分 | (場合によっては市場の価格操作を行い、その結果生じた) 目先の価格変動による鞘取り | |
| リスク の 内 容 | 財務分析に基づく株購入 | 予想する価格変動の差で儲けを得ようとする | 偶然の勝敗により利益を争う |
| | 適切な企業分析に基づく資金運用 | | 不確実性（予測のつかないこと）に賭ける |
| リスクがあり、リスクはリターンで報われる。 確実性のないものに金を賭けて金を増やそうとする いざれも頭を使う判断が求められる | | | |

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

| | | |
|-------------|---|--|
| | 本質的に同じだが、最も確実に勝てる可能性の高い投機が長期分散投資。 | |
| | 投資は投機に含まれる | |
| | 不確実な未来に賭ける点では投機と同じだが、リスク、リターンが投機に比べて低い。 | 不確実な未来に賭ける点では投資と同じだが、リスク、リターンが投資に比べて高い。 |
| | リスクをコントロールしながらリターンを追求する。リスク管理が自分でできるもの。 | リスクとリターンの関係を無視し、大きなりターンのみを望む。 |
| | 長期投資であってもリスクが縮小することは無い | 投機は投資の一形態で、投資に比べ相対的にリスクが高い。 |
| リスクとリターンの関係 | 時間の経過とともにプラスの収益が期待できる。投資先の企業収益に期待する。 | ゼロサム・ゲーム的な収益しか期待できない。決まった額の儲けをめぐるゼロサム・ゲームである。 |
| | | 機会を狙うもの。投資先の業績には無関心で、その時々の価格変動を利用して利益を得る。 |
| リスクとリターンの関係 | 利益を得る目的で、事業に資金を投じることのうち、リスクと、リターンの期待値が相対的に低いもの。 | 利益を得る目的で、事業に資金を投じることのうち、リスクと、リターンの期待値が高いもの。 |
| | 株式投資はプラスの期待収益率を持ったギャンブル | |
| | 企業収益に関する信頼性のある予想はせいぜい2年先まで | 練習によって勝率が上がる世界では無い。運の良い素人はプロのファンドマネージャーより高い運用成績を上げることがある。 |
| | 参加者全員が損することも、全員が利益を得ることもある | |
| | 投機、賭博(ギャンブル)に比べて相対的に運に左右されることが少ない | 素人が長期間勝ち続けることは不可能 |
| | | 胴元(証券会社)の取り分がカジノに比べて少ない |
| | | 相手を出し抜いていく情報戦の優劣が利益の多寡を決める |
| | | 当事者が任意に関与することのできない事実に関して、勝敗が決せられる。ただし、偶然が勝負を決するもの(公営競技、サイコロ賭博、野球賭博、富くじ、バカラ等)と、参加者の技量が勝負を決するもの(賭けマージャン、賭けゴルフ、等)がある。 |
| | | 制度上、賭博(ギャンブル)の主催者の手数料分だけ、参加者が損をする。手数料を引いた残りを、参加者がゼロサム・ゲームで分配する。 |
| | | 期待リターンがマイナスで、胴元が損をすることは無い。 |
| | | 胴元とギャンブラーとのゼロサム・ゲーム |
| | | 理論や信念の裏付けのもとに勝ち目のある選択をして金品をとりあう勝負 |

| | | | |
|-----------------------|--|--|--|
| 結果から の評価 | 手数料・税金が賭博（ギャンブル）に比べ相対的に安く設定されている ギャンブルと同じ 経済成長やインフレを考慮すれば、長期的な儲かる確率はギャンブルよりも高い。 デフレが長期に継続する期局面では、最悪の投資手法。 投機に同じ | 手数料・税金が高く設定されている | |
| | | | |
| | | | |
| 経 済 的 機 能 | 事業資金の提供、生産の増大に貢献 将来の見通しが反対の人間が存在することにより成り立つ取引であり、経済活動が中断する事を防ぎ、経済活動の円滑化に役立つ。(景気後退に伴い全ての有価証券の価値が一旦ゼロになる、という事態が繰り返されることを防ぐ。) 市場の流動性を高める すでに存在するリスクを分散する行為 現物との相殺取引によるリスクヘッジの場合のみ、リスクを少なくする。 リスクヘッジの機会を提供する 将来の定められた時期に(商品の引き渡し、支払いなどの)反対取引を相手方から義務づけられている商行為 需給の調整に貢献する 値決めの公正性を高める 社会の遊休資産を活性化させる 取引所の機能遂行に不可欠(4) | 賭博（ギャンブル）の勝ち負けは経済活動に対して無意味。 経済活動の発展に貢献しない。 リスクの無い状態からリスクを産み出す行為。 | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | | | |
| | 投機行為がリスクを高める場合もあり、投機と賭博（ギャンブル）の境界は曖昧。 | | |
| | バブルの際に市場を混乱させ、投機と賭博（ギャンブル）の境界は曖昧。 | | |

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

| 社会一般的な評価 | 善 | | 悪 |
|----------|-------|--------------------------|---|
| | 善 | 悪 | |
| | | 取引がルールにのっとり フェアである限り善 | |
| その他 | 客観的概念 | 主観的概念 | |

出所) (1)ロウ (2005) 35頁におけるバフェットの見解。

(2)ギュンター (2005) 31-33頁, 241-42頁におけるジェシー・リバモアの言見解。

(3)ティア (2005) 62-65頁。

(4)「投機はバクチの性格を持つ。… [引用者略] とはいえ、投機は取引所の諸機能をはたすためには必然的であるが」ヒルファーディング (1964) 268頁, 271頁。

および、以下のサイト (引用日2007年8月25日, 26日, 9月21日) から作成。

<http://1 kabu.net/4/21/000041.php>

http://1-max.net/speculator/kabu/kabu_006.shtml

http://allabout.co.jp/finance/investmenttrust/closeup/CU_20060309_B/index.htm

http://allabout.co.jp/finance/moneyplan/closeup/CU_2001092801/index.htm

<http://ameblo.jp/fp-oda/entry-10043313123.html>

<http://ameblo.jp/juno-1/entry-10042146615.html>

<http://ameblo.jp/kabutoto/entry-10012946185.html>

<http://ameblo.jp/kosuge-tsutomu/theme-10002059329.html>

<http://beautythoroughbred.seesaa.net/article/49335571.html>

<http://blog.livedoor.jp/cpaweb/archives/50585648.html>

<http://blog.livedoor.jp/cpaweb/archives/50587712.html>

http://blog.livedoor.jp/danger_money/archives/2005-12.html?p=3

http://blog.livedoor.jp/kawase_oh/archives/50995827.html

<http://blog.mag.2.com/m/log/0000155884/106403018.html?page=4>

<http://blog.zaq.ne.jp/sachiusu/article/41/>

http://blogs.yahoo.co.jp/djkxq_447/35070003.html

http://blogs.yahoo.co.jp/kengoodman_2005/14755884.html

http://d.hatena.ne.jp/jitte_01/20070524

http://d.hatena.ne.jp/Tono_Hide/20050904

http://d.hatena.ne.jp/yoshi_0829/20060617/1150498503

http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q_1111033201

http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q_128522902

http://detail.chiebukuro.yahoo.co.jp/qa/question_detail/q_129791252

<http://dreamadvance.blog.99.fc2.com/blog-entry-20.html>

http://encyclopaedicnet.com/japan/ae/ae_321.html

<http://encyclopedie-ja.snyke.com/articles/ギャンブル.html>

<http://encyclopedie-ja.snyke.com/articles/投機.html>

http://fms.9.com/K_003.htm

http://fp-fortress.com/mt/archives/2007/09/post_34.html

<http://fxvictor.seesaa.net/archives/200704-1.html>

<http://fxvictor.seesaa.net/article/40077240.html>

<http://fxvictor.seesaa.net/article/50457846.html>

http://gaitame-imai.cocolog-nifty.com/seminar/2007/03/post_3989.html

<http://goodnews.no-blog.jp/stock/2006/11/index.html>

http://goodnews.no-blog.jp/stock/2006/11/post_e_054.html

<http://happy2951.fc2web.com/money/lifemoney.html>

<http://hiog.seesaa.net/archives/20060913-1.html>

徳島大学社会科学研究第21号

http://investhuman.7.seesaa.net/category/2989364-1.html
http://ja.wikipedia.org/wiki/投機
http://kabu.re-qaa.com/?eid=490324
http://kanrinin-nisshi.air-nifty.com/kanchuhai/2006/01/post_a_891.html
http://kb.rhyjp.com/2006/06/post_124.html
http://kb75.n.cocolog-nifty.com/blog/2006/02/post_2d12.html
http://kenjik.cocolog-nifty.com/blog/2007/06/post_3037.html
http://kenjik.cocolog-nifty.com/blog/2007/07/post_d552.html
http://kshopping.blog.3.fc2.com/blog-entry-386.html
http://lifesegment.blog.65.fc2.com/blog-entry-13.html
http://lifesegment.blog.65.fc2.com/blog-entry-14.html
http://news.searchina.ne.jp/disp.cgi?y=2007&d=0228&f=column_0228_001.shtml
http://nikkei.hi-ho.ne.jp/nomura-asset/2/33.html
http://nuritaka54.blog.ocn.ne.jp/chuo/2005/07/21.html
http://okwave.jp/qa/1310484.html
http://oshiete1.goo.ne.jp/qa/3122219.html?ans_count_asc=0
http://pepeo.net/tyoukitousikoramu/1/05.html
http://plaza.rakuten.co.jp/isyamazaki/diary/200609010000/
http://plaza.rakuten.co.jp/isyamazaki/diary/200609010001/
http://plaza.rakuten.co.jp/kabu225fx/diary/200506220002/
http://plaza.rakuten.co.jp/tachanfund/diary/200608210000/
http://ponnuf.jugem.jp/?eid=59
http://pub.ne.jp/shkyodo7011/?entry_id=681290
http://question.excite.co.jp/qa/3122219.html
http://ribachan.main.jp/modules/tinycontent/index.php?id=6
http://richnasupoornasu.blog.79.fc2.com/blog-date-20061014.html
http://roxnet.blog.76.fc2.com/
http://scrapbook.ameba.jp/n225/daytrade_book/entry-10022913439.html
http://scrapbook.ameba.jp/n225/daytrade_book/entry-10026134981.html
http://seis.exblog.jp/2560269/
http://seis.exblog.jp/m/2006-01-01/
http://startfroma.blog.57.fc2.com/blog-entry-124.html
http://the-portalsite.com/bibouroku/investment/
http://the-portalsite.com/bibouroku/investment/kabawara/2.html
http://the-portalsite.com/bibouroku/investment/kabu_kotsu/3.html
http://tou-ki.seesaa.net/
http://toushi.kinyuu-g.com/t06.html
http://toushi.kinyuu-q.net/m/c.html
http://toushi.kinyuu-q.net/t02.html
http://tousinn.golyz.com/cat/30/000504.html
http://tousinn.kemukemu.net/023/000167.html
http://toyop129.blog.48.fc2.com/blog-entry-200.html
http://wave.ap.teacup.com/applet/asian/3/trackback
http://www.dcnavi.jp/shinkin/Mn0200/Mn0205/html/205a04.html
http://www.gambling-jp.net/item/86.html
http://www.ikmhdmki.net/seiho/kihon_003.html
http://www.inforoot.jp/tms/index.php?ID=41
http://www.kabu-fx.com/fx-blog/2006/03/post_4.html
http://www.kawaseou.com/
http://www.layered.co.jp/uma/yo/yo/01-02-19.htm

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

http://www.melma.com/backnumber_57117_1692551/
http://www.mypress.jp/v2_writers/wascist/story/?story_id=1118773
http://www.mypress.jp/v2_writers/yuigahama/story/?story_id=1535587
http://www.newsclip.be/blog/kabu/2007/07/post_3.html
http://www.njd.com/artview.cgi?id=policy&mode=view&page=3&num=4777&sort=1&back=
http://www.sugita-cpa.co.jp/shisan_news_1.htm
http://www.tokyo-outlaws.org/takarada/banker.html
http://www.tokyo-outlaws.org/takarada/gamble_1.html
http://www.tokyo-outlaws.org/takarada/gamble_2.html
http://zai-k.com/2006/01/post_63.html
http://zai-k.com/kabu/2006/06/post_49.html
http://株初心者.com/invest_2.htm

後に正しい判断の裏付けがあると資金運用者が考えるものが「投資」「投機」であり、同じように利益を得ても、偶然の成り行きにまかせた結果であるのが「賭博（ギャンブル）」となる。従って、事前に払った労力に応じて利益は得られるべきだ、という倫理的な視点からは、「投資」は最も望ましく、「投機」は必要悪であり、「賭博（ギャンブル）」は望ましくない、という評価が与えられることになる。

第二の見解は、行為の結果により区分する立場からのものである。

儲かるか損をするか、という結果だけから見ると、「投資」「投機」「賭博（ギャンブル）」の間には区別はなくなる。利益の獲得という成果の背後に正しい判断の裏付けがあった、と考えたとしても、その判断が本当に正しかったかどうかを証明することはできない。つまり、利益は得ることが出来たが、その根拠が判断の正しさであるとは言えない。実際、長期的な視点にたつ「投資」として資金運用を行ったとしても、現実には必ず利益がもたらされる保証はない。このような、「投資」においてもリスクを逃れないという現実から判断すると、「投資」や「投機」も結局は「賭博（ギャンブル）」と同じもの、という評価が与えられることになる。

第三の見解は、行為の経済活動上の機能により区分する立場からのものである。

「投資」は経済活動を拡大し、「投機」は経済活動を円滑化させる点で、両者は経済活動にとって有意義な行為だが、賭博（ギャンブル）は何れの役割も果たさない。また、「投資」と異なり「投機」と「賭博（ギャンブル）」は

ゼロサム・ゲームである。このため、経済的な発展に価値を置く立場からは、やはり、「投資」は最も望ましく、「投機」は必要悪であり、「賭博（ギャンブル）」は望ましくない、ということになる。

結局、このような立場の違いが「投資」「投機」「賭博（ギャンブル）」に対する異なる評価を生み出すことになるため、「投資」や「投機」が「賭博（ギャンブル）」とどのように違うのかを確定しようとする議論は水掛け論におわる。そして、「投資」「投機」「賭博（ギャンブル）」という用語は、得られた（あるいは得られる）利益がどの程度偶然に依存しているのかを、当事者自身がどのように意識しているかによって使い分けられているに過ぎない事が分かる。しかも、資金運用の当事者が自分の判断が正しかった、と認識しても、果たしてそれが客観的に正しかったかどうかを、後から厳密に確定することもできないのが通例である。

それ故、実際に資金運用に携わる者からは、その倫理性においても経済的な意味においても、これらの行為の間には程度の差が存在するだけであり、これらの分類自体には意味がない、という意見も生れることになる¹⁶。

2－3 賭博に対する日本の法的定義

ちなみに日本において、「賭博」とは、現行刑法の主旨では「偶然の勝ち負けに」「財貨を賭ける」こと¹⁷、であり、賭博罪は「勝敗が主觀的に不確定な事実に係わること」¹⁸「勝敗が単に技量の巧拙のみにより決まらず、偶然の事情の影響をうけることがある（…ゲーム〔引用者補足〕）」¹⁹において成立する。ただし「当事者の一方が危険を負担せず、常に利益を取得する組織の場合、賭博罪は成立しない。」²⁰としている。そして立法の主旨は「社会の公序良俗に反するものとして原則的に禁止されるが²¹、監督官庁の定められた公営競技や公営くじに限り認められており、それらは「公営ギャンブル」と通称され地方自治体に歳入をもたらしている。結局、何をもって禁止されるべき「賭博（ギャンブル）」とするかは、日本の歴史的な経緯・許容度により決定されているといえよう。

3 イスラーム法における禁止行為（ムハッラム）

3-1 クルアーンで禁止される「賭博（ギャンブル）」

イスラーム法学においては、人間の行為と法判断の関係において、通常、要請または選択の形で人間の行為と関係する判断を「賦課的判断」とし、「賦課的判断」の行為の対象は義務行為（ワージブ：wājib）、推奨行為（マンドゥーブ：mandūb）、禁止行為（ムハッラム：muḥarram）、避忌行為（マクルーフ：makrūh）、許容行為（ムバーフ：mubāh）の五種類に分類されている²²。

「賭け」に関わる『クルアーン』の章句「酒、賭矢、偶像と占い矢は、忌み嫌われる悪魔の業である。これを避けなさい。」（5章90節）²³から、「賭け」は、回避命令と結びついてはいるものの、本来的な禁止行為として法的に認められないものとされる。

尚、ここに言う「賭矢」「占い矢」とは以下のようなものであったとされている。

マイスイル（maysir：賭矢）とは、イスラーム以前の時代（ジャヒリーヤ時代）のうち5世紀半ばからアラブ人が行っていたものにおいては、次のようなものであった。即ち、10本の矢のうち3本に印をつけ、これらの矢を壺に入れ、通常7人の参加者が順に矢を壺から引き抜く。矢に印があれば勝ち、無ければ負けとなる。矢は引き出されるたびに壺に戻され、次の参加者が矢を引き抜く。商品はラクダで、参加者全員に同量の肉や皮が与えられる。ただし負けた者達は、賞品のラクダの価格を等分して負担する、というものである²⁴。

イスラームにおける賭博観は、「仕事もせず、努力なしに金を得る機会をつくるもの」（イブン・タイミーヤ）であり、祈りの儀式を怠り、神の恩寵を忘れさせるゆえに罪惡である、とされた²⁵。

また、アズラーム（占い矢）では、フバルの偶像に犠牲を捧げた後、カーバ神殿の前におかれた7本（あるいは3本）の矢を引いて、事の是非や真偽を占った²⁶、とされる。

そしてこのマイスイルは、全ての「賭博（ギャンブル）」を代表するもの

と考えられた²⁷。

従って、ここで禁止行為とされる「賭博（ギャンブル）」とは、偶然によって結果が左右されるものに財産や運命を委ねることであることがわかる。

3－2 法の運用

このように禁止の原則が定められる一方、その運用においては、特別な状況における義務の軽減、免責（ルフサ：rukhsah）が定められており²⁸、そこでは、手元に無いものの売買であっても、それが人々の慣行となっており、人々の生活上「必要なもの」となっている場合には、法的には不備があっても契約の成立と有効性が認められる、とされている。

この「必要なもの」（ハージー：hājī）とは、立法の一般的目的である人間の福利の三種類、すなわち「不可欠なもの」（ダルーリー：darūrī）「必要なもの」「望ましいもの」（タフスィーニー：tahsīnī）の一つであり、「安楽と快適、義務による困窮や生活の重荷の軽減のために人間が必要とするもののことである」²⁹。これは他の要素の一つである「不可欠なもの」（ダルーリー）、すなわち、宗教・生命・理性・名譽・財産の確保に帰着する「不可欠なもの」のように、「それがなければ、人間の生活秩序が破壊され、その福利は失われ、人々は混乱と不正に満たされる」³⁰といった事態が生じないものである。そして、人々の困難を除くために、ある「必要なもの」が「不可欠なもの」と同様なものであると認められる場合には、原則的に禁止されている事項が許容されることになり、その例として、先物売買、先物保障売買、必要な者への利益目的のローンの許容、など「不確定のものや現存しないものに関するもので、人々の必要上要請される契約や取引」が認められることになる³¹。

そのような操作の具体例としては、企業の総収入のうち利子収入が5%以下であれば、それは「無視できる分量」であるとしてイスラーム的上場基準において問題としない、という妥協が図られていることが挙げられる³²。

4 株式市場におけるギャンブル性について

4-1 株式市場の特殊性

金融商品、株式、社債などの証券は、証券そのものの物理的な消費を目的に売買されるわけではない、という意味で特殊な商品である。

証券が新たに市場に登場する場合、その目的は払い込み資本金の獲得、新規設備投資等のために必要な追加資金を得るための増資あるいは資金の借り入れ、企業買収防止のための自己資本の積み増し、等を目的として行われる。しかし、株式証券がいったん市場に出た後では、その取引は株式所有者の利益の確定や、将来の差益獲得等を目的として、ある企業に固定された資本の所有権の移転が、市場におけるプレーヤーの間で行われることになる。

このような、商品それ自身の消費を目的としない取引の場合、決算のための利益の確定などの証券所有者それ自身の事情によるものを除けば、市場において売買が成立するためには、原理的に、同じ市場の将来について全く逆の見通しを持っている市場参加者の存在が不可欠である³³。将来に対して市場のプレーヤー全員が同じ見通しを持つなら（あるいは、将来に対する客観的判断が存在するなら）、市場での全ての取引は売り一色、あるいは買い一色となり市場取引は成立しなくなる。そして言うまでもなく、売り一色の市場は恐慌時の典型的な状況であり、買い一色の市場はバブルの際の典型的な状況であり、ともに市場自体が成立しなくなる状態である。

株式や社債等の証券を発行時に購入することは、ムダーラバ(mudarabah)形式（場合によってはムシャーラカ[musharakah]形式）の事業³⁴としてイスラームの価値観から見て許容されることは容易に推定できるが、将来に対する全く逆の見通しに基づく発行済み証券の売買については、イスラームの価値観から見た場合、様々な問題が生じることになる。その性格をどのように考えれば良いだろうか。以下、簡便化のために取引を株式に絞ってその問題点を見ることにしたい。

4－2 発行済み株式の売買の性格

例えば遠隔地貿易においては、商品の輸送が完了され、取引が完結することを出資者と商品の売買・輸送を担う者の全てが願いながらも、事故・略奪などが起きる場合があり、将来の取引の完了に対して確定的な判断が出来ない。高いリスクを持ったこの種の事業に対して、イスラームでは事業遂行者と投資者との間で締結されるムダーラバ取引を許容し、それは現在のイスラーム経済化の取り組みにおける代表的な取引の一つとなっている。そしてこのムダーラバ取引は、投資銀行の活動と株式の存在とその所有の正当性に根拠を与えるものである。

しかし、発行済み株式の売買取引には、すでに述べたように、将来に対する判断が一致しないことにより成り立つ取引が含まれている。

株式の取引には様々な場合があり、それらの基本的な取引について場合分けしたものが表2である。

表2において、買い手、売り手の少なくとも一方が将来の株価変動予測にかかわりなく取引を成立させるのは、「類型1」「類型2」「類型3」「類型5」「類型6」の場合であり、それ以外の全ての取引において、将来の価格動向についての見通しが売り手と買い手の間で異なっている。

同じ株式の将来の価格変動の動向について逆の予測をする者同士の間で成り立つ取引であるということは、とりもなおさず、その価格変動が偶然性に大きく左右されるか、あるいは市場参加者はその価格変動の方向を正しく知ることができない、ということであり、その取引が本質的に「賭矢」「占い矢」と同じものであるということになる。従って表2「禁止行為となる可能性」欄に示されたように、発行済み株式の取引類型の多くは、それが当事者の主観から見て「投機」であるか「賭博（ギャンブル）」であるかには関係なく、「禁止行為」に該当する可能性があると考えることができる³⁵。

4－3 株式取引へのイスラーム的対応

株式取引がこのような「禁止行為」となることを避けるため、通常、投資家の株式保有は、金銭的な利益獲得を目的とした短期保有は禁止され、企業

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融thropとの整合性をめぐって

表2 株式取引の類型と評価

| 取引 | 買い手 | 買い手の動機 | 売り手の動機 | 売り手 | 禁止行為となる可能性 |
|------------------------------|-----|---|---|--------------------------------|------------|
| 類型1 企業・個人 | | 企業育成、配当、株式持合による経営権の安定化、経営保証を得、経営権のための発行主体による買支えの買戻し、株価維持のための買支え | 企業設立・増資・差益の確保・決算における利益の確定など、投機以外の企業活動上の理由で株式の売却あるいは現金化を必要とする。 | 企業・個人 | |
| 類型2 政府 | | 企業育成、民間企業救済のための国有化 | | | ○ |
| 類型3 中央銀行 | | 金融システムの安定化、保有資産の調整 | | | ○ |
| 類型4 | | 将来の株価上昇を予測 | 将来の株価下落を予測 | 国営企業の民営化 | |
| 類型5 企業・個人 | | ヘッジ(掛けぎ：hedging)による将来の損失の縮小 | 保有資産の調整 | 政府 | |
| 類型6 | | ヘッジによる将来の損失の縮小 | ヘッジによる将来の損失の縮小 | 中央銀行 | ○ |
| 類型7 | | 株価上昇を通じて株価に影響を与える大株主とのできる大株主 | 株価上昇局面での差益の確保(順序②) | 企業・個人 | ○ |
| 類型8 大株主以外の企業・個人 | | 保有株の売買を通じて株価に影響を与える大株主とのできる大株主 | 最終段階での高値での売り抜け(順序④) | 大株主以外の企業・個人 | ○ |
| 類型9 大株主以外の企業・個人 | | 株価上昇の継続を予測(順序①) | 株価低下をもたらす相場操作(順序①) | 保有株の売買を通じて株価に影響を与える大株主とのできる大株主 | ○ |
| 類型9 保有株に影響を与える大株主とのできる大株主 | | 将来の株価上昇を予測(順序②) | 最終段階での底値買ないと、その後の株価上昇による差益獲得。(順序④) | 保有株の売買を通じて株価に影響を与える大株主とのできる大株主 | ○ |
| | | | 損切り(順序③) | 大株主以外の企業・個人 | ○ |

出所) 筆者作成。「動機」欄は、津村(1984)93-99頁のまとめに筆者が加筆した。尚、価格変動の変化率に差がある場合にも取引は成立するし、上記の動機が組み合わされた取引も存在すると考えられるが、煩雑化を避けたため、本表ではそのような事例を省略している。

活動への投資であることを確保するために長期の保有でなければならず、なるべく現実の生産活動に係わるものでなければならない、とされることになる³⁶。

また不確実性（ガラール：gharar）に対しても、イスラームはガラールを一般的に禁止しているのでは無く、また、どんな取引も若干の不確実性は避けられないのだから、ささいな不確実性であれば取引におけるこの存在を容認することが認められることになる、として、不確実性は知識の欠如の結果であるから、交換に際して価値の大きさや交換する財の量や質や属性や受取時期について十分な知識を持つこと、現実のイスラーム金融の取引における様々な条件を事前に詳細に取り決めておくことによって、不確実性の存在を防ぐことができる、とする³⁷。

投機については、やはりイスラーム共同体への損害をもたらすので禁止されねばならないが、他方で投機にはリスク分散といった無視できない機能もあり、例えば市場が加熱し始めた場合に取引の冷却期間を置いたり、毎日の取引における値動きの上限を定める、などの工夫をして、過剰な投機を防ぐというやり方で対処できるのではないか、といった議論もなされている³⁸。

5 結論と展望

以上の検討から、先ず株式市場の取引においては、株式の新規発行の際の新株購入はシャリーアに反しないが、一旦発行された株式の取引においては、賭博（ギャンブル）といえる取引が含まれざるを得ず、また、賭博（ギャンブル）といえる取引をそうでない取引（「投資」と「投機」、とりわけ「投機」）から区別することは困難であった。しかしこれに対してイスラーム世界においては、人間の知識を向上させることによって不確実性を減少さることが可能であり、その結果、イスラームの価値観の原則を維持しながら、人々の利益のために禁止規定の運用上の枠を変化させ、新たな事態に対応していくことが可能であり、現在の問題もやがては解決されてゆくことになる、と考えられていることが伺える。

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

しかし、不確実性に対するこのような態度も、「賭博（ギャンブル）」や「不確実性」の問題を実務上解決する訳では無い。イスラームの価値観の原則を厳密に維持しようとすれば、様々な株式取引の一つ一つについて、シャリーアに適合的であるか否かを事前に厳密に区別したり、あるいはその取引がシャリーアに適合的であったことを事後検証しなければならなくなることを意味し、煩雑な手続きに伴う取引コストの増大や取引の遅延をもたらすことを意味する。従って、イスラーム金融の現実の発展においては、このようなコスト圧力の受容と宗教的倫理性の維持とをどのように折り合わせるかが、イスラーム金融の効率性の問題として浮かび上がる。

さらに、以上の検討を通じて、「投機」と「賭博（ギャンブル）」への接近の仕方が、イスラーム世界と非イスラーム世界とでは逆であることが明らかになった。非イスラーム世界では、「投機」と「賭博（ギャンブル）」をまずは認した上で、それらがもたらす「公共の利益に反する場合」をどのように規制するか、という発想を探るのに対して、イスラーム世界では、これらを先ず禁止した上で、その禁止の内容がどの程度であれば人々の必要を満たし社会的に許容されうるか、と発想する。現在、イスラーム金融においては、欧米資本の金融手法への対応を迫られ、イスラームの倫理性を守りつつどのように同様のサービスを提供しうるか、という課題が追求されているが、のような後追い的対応の背景には、後発金融としての制約とともに、不確実性をコントロールするための新たな金融手法の採用に当たっては、その手法の社会的な必要性が十分認識されるようになるまで、新たな金融手法の採用は認められない、というイスラームの社会観からくる制約も、イスラーム金融の効率性に係わる問題として浮かび上がる。

また、このような「投機」と「賭博（ギャンブル）」への接近の仕方の相違も、「賭博（ギャンブル）」や「不確実性」の問題を理論上解決する訳では無い。

本稿ではまた、「投資」「投機」「賭博（ギャンブル）」への態度の違いの背後には、不確実性に対するイスラーム世界の態度と非イスラーム世界の態度の違いが存在する事も明らかとなった。非イスラーム世界において世界は本

来「不確実性」と「複雑性」を備えたものとして認識され、それゆえ確率的な世界認識が広く受け入れられている。これに対してイスラーム世界において「不確実」と思える事柄は、人間の認識水準が不十分であるためにそのように認識されるのであり、世界は神の定めに従った原因と結果の連鎖から成り立つ、と認識されている。このような認識に対して、非イスラーム世界にいる人間は、不確実性の克服という目標自体を、あり得ないこととして否定しようとする。なぜなら、第一に、完全な知識とは株価に影響を及ぼすすべての要因に関する情報であり、結局それは世界のすべての事象に関する情報にほかならず、実現不可能な要請であるうえ、第二に、完全な知識の下での取引が仮に可能であったとすると、その場合、取引数が減少し、他分野の経済活動も制約を受け停滞することになるからである。「神はサイコロを振らない」として世界を認識するか、それとも確率論的に世界を認識するか、という物理学における難問に似た難問を、例えば生命保険、損害保険が浸透しつつあるイスラーム世界は抱え込んでいる。

本稿は、不確実性をもつ取引について、イスラーム世界での対応と非イスラーム世界での対応との違いを検討することから始めたが、それは世界の有りようについての両者の認識の間に存在する深刻な差異を垣間見せることになったように思われる。

(付記：参考文献の一部資料の収集において2005年度に国際交流基金の支援を得た。また本稿は、2007年7月23日京都大学アジア・アフリカ地域研究研究科付属イスラーム地域研究センター開催の International Symposium on Islamic Economics における筆者の質問・コメントを補足・敷延したものである。)

注

- 1 「使用価値」は異なるが「交換価値」が等しい財の間で交換が生じることから、マルクス派においてもこの点は了解されるはずである。

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

- 2 人は、自分の技術や技能、知識や知恵や見識といった金銭で換算できないものを高めるための支出も、自分自身への「投資」と表現する。
- 3 ケインズは人間行動に対して、「将来を左右する人間の決意は、それが個人的なものにせよ政治的なものにせよ経済的なものにせよ、厳密な数学的期待値に依存することはできず——なぜなら、そのような計算を行うための基礎が存在しないからである——車輪を回転させるものはわれわれの生れながらの活動への衝動であって、われわれの合理的な自己は、可能な場合には計算しながらも、しばしばわれわれの動機として気まぐれや感情や偶然に頼りながら、できるかぎり最善の選択を行っているのである。」という見方を持っている〔ケインズ（1983）161頁（原著 pp. 162–63）〕。そしてこの人間観に基づくケインズの市場経済観は、「究極的には人間の主觀性に依存している世界であり、これが慣行的に安定していれば経済も安定しているが、何らかのきっかけ（…〔引用者略〕なにがきっかけになるかは先驗的には決められない）によって人々がそれぞれに解釈を変え、自ら新たな行動を選択してゆけば、それが原因となって、経済はいつでも動態化してゆく可能性を内に有しているシステムなのである。」〔井上（1993）135頁〕と言い換えられている。
- 4 尚、アラビア語のラテン文字への転写法は、出典に従い、本文中では統一させていない。ただし、名詞の語頭は小文字に統一した。
- 5 この点についてはヒルファーディング（1964）8章、川合（1972, 1973）、田坂（1984）を参照されたい。
- 6 津村（1984）93–94頁。
- 7 津村（1984）94頁。
- 8 津村（1984）95–96頁。
- 9 津村（1984）96–97頁。なお、同書97頁においては、「投機」と「鞘取り」とは同じではない、として、その理由を「同一の取引物件が、異なる市場において異なる価格で取引されているとき、その両市場で同時に取引することによって、その価格差を利得しようとする行為を鞘取り（arbitrage）という。…〔引用者略〕鞘取りは、現在の価格差を利得しようとするものであって、時間の経過に伴う価格変動によって利益をあげようとする行為である投機とは、その点で異なる。」と述べている。
- 10 津村（1984）96頁。
- 11 津村（1984）97頁。尚、証券の市場性（marketability）については、「一般にある証券が直前の約定価格と大差ない価格で円滑に売買されるとき、その証券は市場性が高いといわれる。反対に売買注文を出しても取引の相手が見つからな

いとか、著しく価格を上下することによって取引相手誘引しなければならないといった場合には、その証券は市場性が低いといわれる。」（同書96頁）としている。

- 12 津村（1984）97頁。
- 13 同書同頁。
- 14 北島（1980）205頁。
- 15 取引所が持つ機能については、さしあたり上林（1971）222－39頁を参照されたい。
- 16 ただし、高い収益を上げている投資家達は、資金運用がギャンブルにならないよう、自分たちのそれまでの経験を踏まえて極めて慎重に運用の判断をしていることが、ティアー（2005）3章、18章から伺える。なお、T.F.I.フランス制作のドキュメンタリー番組で使われた記録フィルムの中で、中東石油利権の利益配分において転換点をもたらすことになったGetty Oil Co. の創設者Paul Gettyは、「もし賭事をするとしたら？」と聞かれて「まずカジノを買うね」と答えている。
- 17 増川（1980）51頁
- 18 青山・菅野（2003）1346頁（大判大3・10・7刑録20・1816）。
- 19 同書同頁（大判大4・10・16刑録21・1632）。
- 20 同書同頁（大判大6・4・30刑録23・436）。
- 21 同書同頁（最大判昭25・11・22刑集4・11・2380。刑百選II〔二版〕92）。
- 22 中村（1984）138頁。尚、ハナフィー派の賦課的判断区分は7区分であり（同書152頁），法理解においてイスラーム法学派の差異には十分な注意が必要であるが，本稿では一般的理解とされているものに従っている。
- 23 「悪魔の望むところは、酒と賭矢によってあなたがたの間に、敵意と憎悪を起こさせ、あなた方がアッラーを念じ礼拝を捧げるのを妨げようとしている。それでもあなたがたは慎まないのか。」（『聖クルアーン』5章91節）。
- 24 増川（1982）110頁。
- 25 同書112－13頁。尚、嶋田（1978）76頁では「マイスィルは、十人が共同で一頭のラクダを買って肉を公平に分配し、ついで十本の矢を籤として引き、空籤を引いた三人のものだけがラクダの値段を支払う一種の賭けごと」とされている。
- 26 嶋田（1978）76頁。
- 27 Federal Shariat Court（1986）p.360. 尚、預言者が一定の条件の下で認めていた競馬をパンジャブ州政府が禁止することについてその是非をめぐる訴訟の判決文である同資料では、「賭け」に相当する英語とアラビア語の違いが次のよ

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

うに説明されている。「ギャンブルに相当する語は、アラビア語の“qimar”である。… [引用者略] ギャンブルとは、リスクを意識し、あるいは利得を期待し、不確実な事象についてのゲームや競技の結果について、何がしかの価値を賭けること (betting or staking) であるが、その結果とは、機会や偶然的な出来事により決定されるか、あるいは、賭けた者の計算違いによって予期せぬ結果を持つに至るかも知れないものである。… [引用者略] “qimar”とは、二人の競技者のうちの勝者が、他の競技者から何物かを得る、という条件で行われる試合である。二人は互いに相手をなんらかの行為あるいは発言によって打ち負かし、勝者のために取り置かれた富を得ようとする。」(同資料 p.294)。

28 ルフサとは「神が義務能力者に対して、止むをえない特別の状況において〔義務を〕軽減するために定めた判断、あるいはある特別な状況の中で困窮している人の〔免責の〕理由として定められたもの、あるいはまたある根拠によって禁止されたことに対して、禁止の根拠がありながらそれを許容されたものと判断することである。」中村 (1984) 159頁。

29 中村 (1984) 264頁。

30 同書同頁。

31 中村 (1984) 160–61頁, 276頁。なお、「先物保障売買」(ダーマーン・アル・ダラク : *damān al-darak*) とは、「果実などを収穫前の青いうちから買い取り、買主の責任でその世話をし収穫することをいう。『先物売買』(salam)」では、収穫がなかつたりした場合の責任は売り主の側にある点が異なる。」(同書312頁)。

32 Tamer (2005) p.111.

33 同様の指摘については例えばヒルファーディング (1964) 8章1節を参照されたい。

34 ムダーラバ形式の事業では、経営には関与しない出資者と実際の事業を運営する経営者から構成され、事業の利益・損失は、事前の取り決め比率に従い両者の間で分配される。ムシャーラカ形式の事業も、出資者と事業を運営する経営者から構成されるが、この場合は出資者も経営に関与する。また、同様に事業の利益が事前の取り決め比率に従い両者の間で分配されるが、損失は出資比率に従い両者の間で分配される [Molyneux and Iqbal (2005) pp.168–69]。

35 「近い将来により高い価格で売るために、財や株式を、より低い価格で買う、というような投機的事業はイスラーム法で禁止されている。」[Tamer (2005) p.117]。また、イスラーム金融の取引契約においてはガラールの禁止が重要な特徴であるが、「一般的に、株式売買のような価格が固定されないあらゆる取引に対しては、不確実性を持つという疑いが生じることになる。… [引用者略]

一般的に言って、商品の価格が固定されていない全ての取引——株式取引や保険のように——には、シャリーアに照らしてガラールの疑いがある」[Tamer (2005) p.116]。

36 Tamer (2005) p.109.

37 Tamer (2005) p.116.

38 Tamer (2005) p.117–21. シャリーアの基準に合った取引形態については AAOIFI (2004) pp.363–81に詳細に規定されている。

参考文献

青山善充, 菅野和夫編集代表 (2003)『有斐閣 判例六法 平成16年版』有斐閣。
井上義朗 (1993)『市場経済学の源流 マーシャル, ケインズ, ヒックス』中公新書1121, 中央公論社。

カーズナー, I.M. (2001)『企業家と市場とはなにか』日本経済評論社。

[Kirzner, Israel. *How Markets Work*. The Institute of Economic Affairs, 1997.]
川合一郎 (1972)「エスカレートする投機と日本経済一株・土地投機の意味するものー」『東洋経済』3706号所載 [川合一郎『川合一郎著作集4 戦後経済と証券市場』(有斐閣, 1981年) 所収]。

——— (1973)「株価形成のメカニズム」『ジュリスト』528号所載 [『川合一郎著作集4 戦後経済と証券市場』(有斐閣, 1981年) 所収]。

上林正矩 (1971)『体系 証券市場論(上)』千倉書房。

北島忠男 (1980)『改訂 現代証券市場論』白桃書房。

ギュンター, マックス (2005)『マネーの公理 スイスの銀行家に学ぶ儲けのルール』林康史, 石川由美子訳, 日経BP社。

[Gunther, Max. *The Zurich Axioms: The Rules of Risk and Reward Used by Generations of Swiss Bankers*. Harriman House, 2004.]

ケインズ, J. メイナード (1983)『雇用・利子および貨幣の一般理論』塩野谷祐一訳, ケインズ全集第7巻, 東洋経済新報社。

[Keynes, John Maynard. *The General Theory of Employment, Interest and Money*. The Royal Economic Society ed. The Collected Writings of John Maynard Keynes. Vol.VII. The Macmillan Press Ltd, 1971.]

嶋田襄平 (1978)『イスラム教史』世界歴史叢書5, 山川出版社。

田坂元 (1984)『現代証券市場論』有斐閣。

株式市場の「ギャンブル性」とイスラーム金融思想との整合性をめぐって

津村英文 (1984) 『証券市場論 [改訂版]』 税務経理協会。

ティア, マーク (2005) 『バフェットとソロス 勝利の投資学』 ダイヤモンド社。

[Tier, Mark. *The Winning Investment Habits of Warren Buffett & George Soros.* 2004.]

T.F.I.フランス (n.a.) 『シリーズ石油(4)中東時代の幕開け (1945—1950)』 NHK, 1982 年。

中村廣治郎 (1984) 『イスラムの法 法源と理論』 東京大学出版会。

[‘Abd al-Wahhāb Khallāf. ‘Ilm Usul al-Fiqh. Kuwait: Dār al-Qalam, 1978.]

増川宏一 (1980) 『ものと人間の文化史 40—I・賭博I』 法政大学出版局。

——— (1982) 『ものと人間の文化史 40—II・賭博II』 法政大学出版局。

ヒルファーディング, ルドルフ (1964) 『新訳 金融資本論(1)』 林要訳, 国民文庫 420a, 大月書店。

[Hilferding, Rudolf. *Das Finanzkapital, eine Studie über die jüngste Entwicklung des Kapitalismus*, mit einem Vorwort von Fred Oelssner (Dietz Verlag, Berlin1955).]

山崎和邦 (2007) 『投機学入門 不滅の相場常勝哲学』 講談社+α文庫, 講談社。

ロウ, ジャネット (2005) 『バフェットの投資原則』 平野誠一訳, ダイヤモンド社。

[Lowe, Janet. *Warren Buffett Speaks Wit and Wisdom from the World's Greatest Investor.* New York. John Wiley & Sons, Inc.,1997.]

Accounting and Auditing Organization for Islamic Financial Institutions (AAOIFI) (2004). *Shari'a Standards : The Full Text of Shari'a Standards as at Rabi'/1425H-May 2004.* Bahrain : Manama.

Federal Shariat Court (1986). 1986ILJ293, “Raja Khushbakht Rehman vs Province of Punjab” in *Islamic Journal*, vol. 1.

Molyneux, Philip and Munawar Iqbal (2005). *Banking and Financial Systems in the Arab World.* New York : Palgrave Macmillan.

Tamer, Sami (2005). *The Islamic Financial System : A Critical Analysis and Suggestions for Improving Its Efficiency.* Frankfurt am Main : Peter Lang GmbH.

その他

『日亜対訳・注解 聖クルアーン』 改訂版 (日本ムスリム協会, 1982年)。